国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)(附則第十九条関係)

(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	改正案
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現

から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による確定 険募集に関する業務並びに確定拠出年金法 (平成十三年法律第 法律 (平成十二年法律第六十九号) 第二条第一項の規定により 官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する 売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務、 五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証票の 当せん金付証票法 (昭和二十三年法律第百四十四号) 第六条第 関として行う振替業に係る取扱い及び元利金の支払に関する業 八十八号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連合会 同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責任保 七十八号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項の金融 行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及び預 法律 (平成十三年法律第七十五号) 第二条第四項の口座管理機 機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業務、 金等の受払事務の委託及び受託に関する法律 (平成十年法律第 本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とする旅 郵政

_ 了 四 (略) (略)

拠出年金運営管理業を含む。

<u>-</u> 了 四 (略) (略)

確定拠出年金運営管理業を含む。 律第八十八号)第六十一条第一項の規定により国民年金基金連 任保険募集に関する業務並びに確定拠出年金法 (平成十三年法 する法律 (平成十二年法律第六十九号) 第二条第一項の規定に 郵政官署における原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関 票の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務、 条第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証 合会から委託された業務及び同法第百九条第一項の規定による より同項の損害保険会社等から委託された原動機付自転車等責

務、当せん金付証票法 (昭和二十三年法律第百四十四号) 第六 金融機関から委託された金銭の受入れ又は払渡し等に関する業 律第七十八号)第四条第一項の規定により同法第二条第一項の び預金等の受払事務の委託及び受託に関する法律 (平成十年法 る旅行小切手の受託販売及び買取りに関する業務、郵便貯金及 る業務、本邦通貨と外国通貨の両替並びに本邦通貨を対価とす